

奈良県林業・木材産業改善資金担保事務取扱要領

奈良県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和51年11月奈良県規則第三十号）第3条に規定する担保の取扱については、奈良県林業・木材産業改善資金貸付事務取扱要領（平成6年3月14日）によるほか、この要領による。

1 担保提出の時期

- (1) 借受者は、貸付申請書を事務委託機関に提出する際に、登記簿謄本、公図、市町村固定資産税評価証明書を添えて提出する。
- (2) 借受者以外からの担保提供を受ける場合には、担保提供承諾書（第1号様式）を添付する。

2 担保の調査

- (1) 事務委託機関は、提供された担保物件についての林業改善資金担保評価調書（第2号様式）を作成し、林業・木材産業改善資金運営協議会に提出する。
- (2) 知事は、林業・木材産業改善資金運営協議会において担保の適否について意見を求める。

3 担保の要件

貸付金額（既貸付残額を含めた金額とする。）以上の担保余力があること。

4 担保の評価

- (1) 田、畑、山林及び宅地については、固定資産税評価額とする。
固定資産税評価額 $\geq$ 貸付金額
- (2) 建物については、原則として評価の対象としない。ただし、担保となる土地の上に建物がある場合には、土地と共に建物にも抵当権を設定する。

5 抵当権設定の順位

- (1) 県が第1順位で設定すること。

6 事務手続き

- (1) 担保の提供を申し出た借受者が貸付決定を受けた場合には、次の関係書類を事務委託機関を通じて森林環境課長に提出する。
 - ①借用証書
 - ②抵当権設定契約書（第3号様式）
 - ③承諾書（担保提供者）（第4号様式）
 - ④登記義務者が法人の場合は、資格証明書（発行後3か月以内のもの）
 - ⑤登記義務者の印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）
 - ⑥登記原因につき第三者の許可、同意又は承認を要する場合は、その許可等を証する書面
- (2) 知事は、借受者及び担保提供者と抵当権設定契約を締結した場合には、直ちに抵当権設定の登記を嘱託しなければならない。
- (3) 知事は、提供された担保物件を特定し、明らかにするため、写真を撮影し、契約書等とともに保存する。
- (4) 抹消登記の嘱託
 - ①知事は、貸付金の償還が完了した場合には担保を提供した借受者に対し第5号様式により抵当権設定登記の抹消登記について通知し、抵当権設定登記の抹消登記申請書（第6号様式）に基づき抵当権設定登記の抹消登記を嘱託しなければならない。

- ②抵当権設定登記の抹消登記の登録免許税は、借受者（抵当権設定者）の負担とする。
- ③知事は、登記所より交付される登記済証を借受者（抵当権設定者）に送付する。

附 則

- この要領は、平成6年3月14日から施行する。
- この要領は、平成16年1月16日から施行する。
- この要領は、令和元年5月13日から施行する。
- この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- この要領は、令和6年4月1日から施行する。